

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人宮澤正剛の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年一〇月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	和	田	誠	一
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	矢	口	洪	一
裁判官	高	島	益	郎